

第 7 分科会 図書館の自由

図書館の自由から見つめる図書館と社会

午前の部

- 基調報告① 山家 篤夫（日本図書館協会図書館の自由委員会委員長）
「図書館の自由・この 2 年」
- 基調報告② 長岡 義幸（インディペンデント記者）
「青少年の“健全育成”なるものと出版の自由との関係」

午後の部

- 事例発表① 脇谷 邦子（堺の図書館を考える会）
「堺市立図書館の『BL 図書』規制」
- 事例発表② 吉田 倫子（ヤングアダルト・サービス研究会代表）
「BL 問題から考える」
- 事例発表③ 田中 邦子（静岡市立中央図書館）
「非難された蔵書の検討について」
- 事例発表④ 草谷 桂子（図書館友の会全国連絡会、静岡図書館友の会）
「『私たちの図書館宣言』を作って」
- 研究協議

■基調報告①

図書館の自由・この 2 年

山家 篤夫（日本図書館協会図書館の自由委員会委員長）

1 はじめに

日弁連は昨年 11 月の人権擁護大会で、「表現の自由を確立する宣言—自由で民主的な社会の実現のために」を決議した。宣言は、政治的ビラ投函への相次ぐ有罪判決や、過度な選挙活動規制、政治家の発言を契機にした映画「靖国」上映中止などの状況を「市民の表現の自由の保障一般に対する重大な危機」と捉え、国・自治体、警察・検察は市民の政治的表現行為に干渉・妨害せず、裁判所は市民の表現の自由への規制を厳格に審査するよう求めた。また、メディアには、権力の干渉を排し多様な報道を実現する努力を求めた。宣言の基調は、市民の意見表明の自由保障と「知る権利」保障である。

一方、今年になって、北海道砂川市の政教分離違

憲判決（最高裁 1/20）、戦前・戦中の思想・言論弾圧の司法責任を謝罪する横浜事件刑事補償決定（横浜地裁 2/4）、社会保険庁職員のビラ投函を合憲とした堀越訴訟判決（東京高裁 3/29）、沖縄密約文書の開示を国に求めた沖縄密約訴訟判決（東京地裁 4/9）など、表現の自由と統治の民主化を進める流れがつくられてきている。

2 図書館の自由に関する事例

2.1 国立国会図書館の『法務省実務資料』提供制限解除

国立国会図書館の利用制限申出取扱委員会は昨年 12 月 22 日、「国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規」10 条に基づき、蔵書『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料』（1972 年 3 月、法務省刑事局作成）の利用制限措置の再審議を行った。この利用制限措置は、内規 4 条 4 項に基づいて、法務省が被覆（墨塗り）した本件図書を複製して一般の利用に供するものだった（2008 年 11 月 5

日決定)。

再審議の結論は、上記複製に替えて、法務省が被覆を刑事裁判の被告と被害者の個人特定情報に限定した本件図書の複製を一般利用に供するもので、内規4条1項に基づく自主的な措置であるという。館長決裁を経て今年2月26日から実施された。

制限解除の理由について、館は、昨年6月17日衆院外務委員会の理事会に、委員長の指示により被覆を外した本件資料が提出されたこと、6月23日参院内閣委員会で、外務省が当該部分の扱いを米側と協議を行っており、その結果に応じ法務省も国会図書館に対して必要な申入れをしたいと答弁したこと、国会の論議で非開示部分がより限定されてきた状況等があることと説明した。また、両院議運の図書館運営小委員会で、内規4条4項の利用制限については第三者の眼で判断した方がよいという意見があり、館として反省し、重く受けとめているとのことである。

前記統治の民主化の流れに支えられとはいえ、法務省等に抗して蔵書を守り原状回復がされたことを歓迎するとともに、日図協が要請した内規改正を期待する。

2.2 青少年条例の規制強化

石原東京都知事は今年3月都議会に青少年条例の改正案を提出した。内容は、①「青少年性的視覚描写物」(17歳以下の男女をみだりに一必然性無く一性的対象として肯定的に描写したもの)を規制対象に新設し、現行基準では規制できない「児童ポルノ」を規制対象に加え、「非実在青少年」(架空のキャラクター)を描く創作物も規制対象に含め、②「都は…青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成…環境の整備に努める責務を有する」と強調し、知事は不健全図書を青少年に提供した保護者を調査し、指導、助言できるなどと、規制を著しく強化するもの。

昨年8月国会で、「児童ポルノ禁止法」について自公両党と民主党がそれぞれ改正案を提出し論議が継続している状況を意識し、東京都が先行して自公両党の規制強化案を後押しする意図が見える。

日図協は3月17日、「青少年と性を扱う図書類一般を、公立図書館を含め社会から排除することになりかねず、深く危惧されます」として、知事と都議会議長に慎重審議を文書で要請した。

出倫協、書協、雑協ら出版団体、日本ペンクラブ、日本漫画家協会ら作家団体、東京地婦連、東京弁護士会、日弁連など幅広く改正案反対の声が上がり、6月16日、自公両党が少数与党の都議会は改正案を否決した。知事は文言を修正して9月定例議会に再提案すると述べている。

青少年条例の規制強化は、首都圏各県、大阪府、京都府の知事らが言及している。

2.3 堺市立図書館における「BL図書」の規制

堺市立図書館が2008年7月に市民から抗議を受け、性描写の露骨な「BL図書」は収集・保存せず、青少年に提供しないと決定・公開した方針に対し、堺市および全国の図書館関係団体から疑問・反対の意見が寄せられた。また、抗議者らしい人物が、男女共同参画を批判するネット上の掲示板にその経過を継続投稿し、抗議は男女共同参画推進への強い反感によることを明かしたことから、男女共同参画を推進する市民、議員、研究者らが市立図書館に方針撤回を求め、監査請求を行った。館は決定から2ヶ月半後の11月14日、決定を取消した。

日図協自由委員会は2度の事情聴取を行い、「有害情報から子どもを保護するとか青少年健全育成という抽象的一般的な、しばしば主観的な理由による蔵書の排除要求を、図書館が十分に吟味することなく受け入れて、子どもの知る自由、資料・情報にアクセスする権利を蔑ろにしてはならない。成人のアクセスに規制を及ぼすのは論外である。イデオロギーや価値観に基づく排除の意図が潜んでいるケースは本件がはじめてではなく、図書館は検閲を見抜き対抗する力を求められている」との報告をまとめ、明らかに住民の知的自由侵害となる逸脱を行ったその理由ないし事情を明らかにして館界の共有財産にして頂きたいと堺市立図書館に要望した。

2.4 名簿類の利用制限

元厚生事務次官とその家族が殺傷された2008年11月18日の後、厚生労働省の要請や政府の期待を

受け、各地の図書館に名簿類の利用規制が広がった。日図協は12月10日、緊急避難的利用規制は常態化せず、過剰な規制は是正するようJLAメールマガジンで呼びかけた。

東京都立図書館は2009年3月、緊急避難的利用規制を解除し、新たに、個人の住所・電話番号の記載があり、発行後50年を経過せず、被掲載者の掲載許諾の確認できない名簿類について利用規制を実施した。都民の個人情報保護に関する意識の高まりと、都民に広範な資料を提供する図書館としての役割を踏まえたという。

国立国会図書館は7月、緊急避難的利用規制を解除し、「公開の原則とプライバシー保護の両立のための処置」として、市販されていないこと、自宅住所の記載があること、発行後概ね50年を経過していないことの要件すべてをみたす名簿類の利用許可制を導入した。利用希望者には、本人確認書類の提示と、具体的な利用目的、氏名、住所、電話番号、利用する名簿を記入した申請書の提出を求める。利用の可否の決裁者は部局長で、申請書の保存期間は1年という。

殺傷事件の公判で、容疑者被告は、ネットで歴代厚生、労働事務次官の名前を調べ、国立国会図書館の厚生省名鑑や住宅地図を見て住所を調べたと述べた。図書館資料が民主主義を破壊する行為に利用されたことは極めて遺憾である。

しかし、資料や情報は、いかようにも使われ、様々な結果をもたらすものである。図書館が収集した資料は、原則として自由な利用に委ねられるべきである。名簿類の社会的、歴史的かつ多様な有用性と規制の実効性に留意し、過剰な利用規制を解除する努力を継続したい。

3 その他、図書館の自由をめぐる問題

『キリンが笑う動物園』（岩波）、ベストセラー『最後のパレード』はじめ安易と言うべき出版・回収が続いた。利用者の秘密保護に関しては、地方検察庁からの刑事訴訟法507条（平成13法律第139号）に基づく、報告内容を利用事実限定した照会の事例がある。

その他、図書館の自由をめぐる問題について報告し、ご参加のみなさんの論議に供したいと思います。

■基調報告②

青少年の“健全育成”なるものと出版の自由との関係

長岡 義幸（インディペンデント記者）

はじめに：私の自由宣言（仮）

1. 取材をきっちり行い、事実と違う記事を書かない。
2. 言論・出版・表現・流通の自由を守り、公権力・民間権力を問わず権力規制を許さない。権力に怯まず、畏れない。法的規制に抵抗し、いっそうの自由を勝ち取るべく努力する。暴力には、言論で対抗する。
3. 少数者、社会的弱者の人権に配慮し、尊重する。差別を助長する記事は書かない。反差別・人権団体をタブー視することもしない。
4. 倫理は自ら形成するものであり、上からの倫理観の押しつけを拒否する。業界団体の制定した倫理綱領を金科玉条にしない。
5. 過剰な自主規制はしない。しかし、慎重さも忘れてはならない。
6. 編集者と密に連絡をとりながら、必要な軌道修正は厭わない。だが、不本意な記事は書かない。譲れない一線を越えかねないときは、原稿の引き上げも辞さない。
7. 読者の意見・批判・批評は真摯に受けとめ、誤りがあれば訂正する。取材不足の場合はフォローに努める。為にする批判には屈しない。
8. センセーションリズムや一面的報道に荷担せず、冷静な取材のもと、事実をレポートする。大勢に逆らう記事でも、臆せず発表する。
9. 商業主義は否定しない。むしろ、積極的に肯定する。上記の志を実現できる場ではれば、商業的な成功をともに目指す。
10. 出版産業にかかわる一員として、印刷・出

版・取次・書店など制作・編集・流通の現場とシステムを理解し、他の労働者、フリーランス、ときには経営者と連帯する。また、相互批判を厭わず、産業民主化に資する（言論）活動を行う。

1 出版物にかかわる規制

1.法による規制

わいせつ規制＝刑法175条・関税法・郵便法

インターネット規制＝青少年インターネット環境整備法 児童ポルノ禁止法

2.国・警察の指針

子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）

少年警察活動規則（国家公安委員会規則）

3.都道府県の青少年条例

4.業界の自主規制

雑誌協会＝通覧作業

出版倫理協議会＝帯紙措置、要注意指定誌ほか

1-1 法による規制＝わいせつ規制（図書規制①）

*刑法第一七五条（わいせつ物頒布等）

憲法研究者・奥平康弘の規制批判

「見たいという人の利益をどう確保するということは、チャタレー夫人の判決にはこれっぽっちもないわけですから。見たいという人の自由をどう確保するか、というよりも、見たいという人たちの自由があるかどうかということを経済裁判所は一回も考えたことはないと思います」「表現の自由というのは、少数者の利益を確保することなのであって、多数者の利益を確保するためには表現の自由なんて要らんですよ。表現の自由というのは、人々から悪評判であったり、人々が、ああ、そんなら規律していいんじゃないのというところにおいて、いや、これは規律することは間違ってるんだという少数者の側の利益を保護する、それを最大限の道が何かということを保証するのが憲法なんだと」（松文館裁判で）

1-2 法による規制＝わいせつ規制（図書規制②）

*関税法

*郵便法

1-3 法による規制＝ネット規制（図書規制③）

*青少年インターネット環境整備法（08年制定 09年施行）

10年2月から3月にかけて、携帯キャリアの公式サイトで展開するケータイマンガのフィルタリングを強化 例えば、初出『週刊プレーボーイ』の「ワーキングガールH。」、同『少年ジャンプ』の「T o L O V E する」。出版社や電子書店は、これらの作品を外した18歳未満向けのサイトを別途立ち上げて切り抜け

1-4 法による規制＝児童ポルノ禁止法（1）（図書規制④）

18歳未満の児童に対する性的搾取や性的虐待から児童を保護するために、児童ポルノの製造・頒布・提供などを禁止。違反すると3年ないしは5年以下の懲役または300万円以下の罰金

現行法3号ポルノ（衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの）←漠然とした定義。法施行時、18歳未満の性描写のあるマンガ、有名タレントの水着写真集が児童ポルノの販売で書店現場が混乱。単純所持規制導入で、問題拡大のおそれも

1-5 法による規制＝児童ポルノ禁止法（3）（図書規制④）

「児童ポルノに該当するおそれのある資料についての国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規の特例に関する内規」（06年国立国会図書館内規第4号）を制定

判決や起訴の事実を確認できずとも、国会図書館独自に、児童ポルノに該当するおそれのある資料の利用制限措置を実施。百数十点が利用制限の対象。単純所持規制が法制化された場合、それと知らずに保存している個人、古書店、図書館、印刷所等々はどうなる？

1-6 国の指針＝子ども・若者育成支援推進大綱（1）（図書規制⑤）

青少年行政の窓口であった総理府・総務庁青少年対策本部は01年省庁改編で、内閣府の政策統括官室に移管。一部が警察庁、文科省の管轄に

1-7 国の指針＝子ども・若者育成支援推進大綱（2）（図書規制⑤）

現在は、09年に成立し、10年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」にもとづき、内閣総理大臣を本部長とし、閣僚で構成する子ども・若者育成支援推進本部を設置。「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」を7月に策定。「青少年育成施策大綱」は廃止。

1-8 警察の指針＝少年警察活動規則（1）（図書規制⑥）

警察庁は1960年、少年の非行防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動を推進するとして「少年警察活動要綱」（警察庁次長通達）を制定。活動範囲として「有害環境の排除」を明記。02年には、国家公安委員会規則の「少年警察活動規則」にバージョンアップ

1-9 警察の指針＝少年警察活動規則（2）（図書規制⑥）

警察庁少年課の課長補佐（現在の住民運動は、浄化運動についてのコンセンサスがでない等の理由で必ずしも自発的に発生するものではないため、警察がイニシアティブをとらなければならない状況である。警察は、住民運動を育て、黒子として働き、住民運動が自立してくれば舞台からは下りて縁の下の力持ちとして働くという構想で進まなければならない）（『警察学論集』32巻7号・加藤孝雄論文）

1-10 青少年条例法による規制（1）（図書規制⑦）

成人向けでないしは青少年向けの図書類を「有害」図書（東京都のみ「不健全」図書と呼称）に指定し、18歳未満への販売・頒布を禁止。子どもに指定図書を販売すれば、販売店は罰金刑。石川県などでは懲役刑も

1-11 青少年条例法による規制（2）（図書規制⑦）

- * 個別指定
- * 包括指定
- * 緊急指定
- * 団体指定

1-12 青少年条例法による規制（4）（図書規制⑦）

- * 「有害」図書とは（大阪府の例）

1-13 青少年条例法による規制（5）（図書規制⑦）

- * 表現規制としての側面

青少年条例とは、いわば道徳や倫理を処罰でもつ

て強制する制度。しかし、行政による条例の運用が「倫理性」を持って行われているかは疑問

1-14 青少年条例法による規制（6）（図書規制⑦）

* 地方条例が厳しくなる理由：作家／メディア倫理研究の橋本健午の指摘

1-15 業界の自主規制（1）（図書規制⑧）

出版業界には、映倫やビデ倫のように、具体的な基準を持ってひとつひとつの媒体を事前に審査し、流通に制限を加える機関は存在していない

1-16 業界の自主規制（2）（図書規制⑧）

* 雑誌協会の事後審査・事後規制

1-17 界の自主規制（3）（図書規制⑧）

* 出版倫理協議会の活動

「諮問図書に関する打ち合わせ会」

帯紙措置

1-18 業界の自主規制（4）（図書規制⑧）

要注意取り扱い誌

コミック特別委員会とコミックスの自粛策

1-19 業界の自主規制（5）（図書規制⑧）

出版ゾーニング委員会

雑誌の小口止めシール

1-20 業界の自主規制（6）（図書規制⑧）

* 90年から02年まで出倫協議長だった清水英夫の主張

2 東京都「非実在青少年」問題をめぐって

2-1 都条例の特質性

「有害」図書ではなく、「不健全」図書と呼称

自主規制の尊重をうたう条文を持っている

他の条例と比して警察の関与を弱めている（立入調査員は都知事が指定した都職員に限定。ただし、カラオケ、ボーリング場など出版物の販売店以外は警察の立入調査を許している）。書店等の摘発例はなし

緊急指定、包括指定、団体指定を未導入（かつては謙抑的姿勢の現れだった）

両罰規定を持たない唯一の条例（法人は摘発の対象から除いている）

業界の自主規制と連動し、東京都の指定が全国に影響を及ぼすことから、青少年条例のなかでも特別

な位置にある

2-2 石原都政後の変節

石原慎太郎知事が 99 年に就任して以来、4 回もの改定が行われるという異常さ。10 年改定の動きを加えると 11 年間に実に 5 回。制定時の条例全文 5 ページ→現在 16 ページに

2-3 強まる警察の関与

05 年 8 月、青少年課が新設された「青少年・治安対策本部」に配置換え。青少年育成総合対策部健全育成課という名称に変更（現在は青少年課）。課長は警察庁キャリアの指定席に。警視庁の出向者が都庁プロパーと席を並べて青少年行政を担うようになり、青少年問題が治安問題に変質

2-4 東京都青少年問題協議会の問題性 (1)

08 年 12 月、都知事は都青少年問題協議会に、「メディア社会が拡がる中での青少年の健全育成」を切り口に、青少年条例の「在り方及び改正」について諮問。諮問文では、〈近年、様々なメディアを通して青少年には好ましくない有害情報が氾濫し、青少年の関心を惹き、容易に手に入る状況にあるなど、青少年を取り巻く環境は、ますます悪化しています〉〈小・中学生の閲覧に供する図書類における露骨な性表現、グラビア等における少女の下着姿等の扇情的な描写、コミック誌等における子どもの性的な姿態の描写等が蔓延していることも憂慮すべき社会問題となっています〉などとする現状認識

2-5 東京都青少年問題協議会の問題性 (2)

前田雅英氏の持論：〈こういうもの（実在しない児童らしき性描写）があったら（性犯罪が）増えるという人が多い感じがあれば法的に禁止するのは当然。そのときに統計データがなければ禁止できないというのはナンセンス〉（09 年 7 月 9 日青少協第 8 回専門部会）／〈客観的に科学的に全く異論がないようなデータでないもの以外は罰則をつけてはいけないというのは全くナンセンスで、やはりこういう方向で変えていきたいとか、倫理的なものを動かすということもあり得るわけです〉（03 年 12 月 24 日青少協拡大専門部会）

2-6 児童ポルノ禁止法との連動

国会では、『サンタフェ』が児童ポルノになりか

ねず、単純所持規制が導入された場合の危険性が明らかに。

2-7 青少協答申で条例強化を提言

青少協答申：図書類関連では、①児童ポルノをはじめ、児童を性の対象とするメディア（マンガ・ゲーム・ジュニアアイドル誌）の根絶・追放のための、機運の醸成と環境の整備に努めること、②国に対して、児童ポルノの「単純所持」の処罰化を強く要望すること、③ジュニアアイドル誌への子どもの売り込みを行った保護者に対する指導・勧告の仕組みを検討する、④児童を性の対象にするマンガ等のうち、著しく悪質な内容のものを追放の対象として明確化するとともに、「不健全」図書の対象に追加すること、⑤児童・生徒の性行為を描写した小・中学生を対象にする「ラブ・コミック」をレーティング（推奨年齢の表示）の対象にすること、と提案

2-8 唐突に「非实在青少年」規制が登場

10 年 2 月 24 日、条例改定案が都議会に上程。①18 歳未満の「非实在青少年」の性描写が描かれていれば「不健全」図書に指定し、②言うことを聞かない出版社には「勧告」「公表」をすると脅しをかけ、③国会でも議論のある児童ポルノの単純所持禁止にかかわる条項を設けて法規制の後押しをし、青少年の描かれている「青少年性的視覚描写物」の「まん延」防止を目的に、青少年を性的対象として扱う「風潮」を助長させないための「気運の醸成」を官民で行う責務（義務）を課すなど、何でも御座れというもの

2-9 知事野党の反対で改定案が否決

2-10 育成者団体が後景に退き、警察が前面化

3 図書規制の問題点と検討すべきこと

1. 「表現の自由」は、「流通の自由」なくして保障しえない
2. 行政に利用される「自主規制」の倒錯→権力との緊張関係が希薄
3. 「表現の自由に値しない表現」という言説の無意味さ。表現の自由に値しない表現をいったい誰が決めるのか。警察や行政にその役目を負わせてはなら

ない

4.差別表現の問題を考えていくためにも、性表現に対する規制は、議論の障害にしかならない

5.子どもの「自己決定権」との関係。大人の都合で、「教育」し、「指導」し、「保護」し、さらに大人の勝手な思い込みで「健全育成」しようというのは、子どもの「自己決定権」への侵害ではないか。何をもって、子どもに「有害」というのか。青少年条例を廃止し、「子どもの権利法」に組み替える道も

少年法では14歳以上は大人並みとされ、青少年条例では18歳未満は権利の主体とはなっていない。14歳から18歳未満は権利が剥奪され、義務を課されるだけの対象。いっそ14歳成人とした方が整合性がとれる

国連・子どもの権利条約「第13条の1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」



悪書追放「白ポスト」の設置〈昭和41年〉

■事例発表①

堺市立図書館の「BL図書」規制

脇谷 邦子（堺の図書館を考える会）

1 はじめに

2008年9月、堺市のホームページ「市民の声Q&A」欄に、「BL図書を購入した趣旨や目的、またこれまでに購入した冊数及び購入費を教えてください」という市民の声と、それに対する市の回答が掲載され

ました。それに伴い、フェミニズム関係の団体（堺市の特定図書排除事件に関わる「ジェンダー図書排除」究明原告団・代表：上野千鶴子）が直ちに行動を起こし、堺市側にBL図書5,499冊の情報開示請求をしたことで、マスコミの注目するところとなり、ネット上で図書館の自由やジェンダー問題論争にも発展し、堺市の対応の是非を巡って論争が飛び交いました。

歴史もあり、司書職制度もあり、図書館活動の実績についても評価のある堺市立図書館で、「図書館の自由」に抵触するような対応が取られたことに対する驚きとともに、ネット上に流れたことによる影響の大きさを改めて思い知らされ、クレーム対応についても考えさせられる事件となりました。

2 問題の経緯

2.1 発端—投稿の内容

「市民の声Q&A」の内容を要約すると、「堺市の北・南・西・中図書館に男性同性愛の本が大量に開架されている。本の表紙や挿絵も過激である。公共の施設にこのような破廉恥な本を大量開架することはセクハラ以外のなにものでもない。限られた予算の中ではもっと有益な本を買うべきである。リクエストがあったからという図書館側の理由は納得しがたい。堺市周辺の他市の図書館も見学したが、BLを置いているような非常識な図書館はなかった。市民の血税を何百万円もBLにつぎ込むのは許せない。」というものです。

これに対する市の回答は、「図書館は市民の要望に応じて資料を提供することと、図書館として備えるべき資料を選択することの双方に公立図書館の役割があると考えます。しかし、BL図書については、リクエスト数の増大、出版点数の増大、内容の過激化などから一定の配慮が必要であると認識し、年をおって購入数は減少している。中央図書館では青少年の健全育成を図る観点から、開架せず、書庫に入れ、請求のあった場合に閲覧可能としていた。館によっては開架していたが、指摘があったので全館書庫入れにした。今後は収集及び保存、青少年への提供は行わないこととする。購入冊数は5,499冊、金

額は3,668,883円」というものです。

2.2 図書館内部では

まず、7月から8月にかけて特定の利用者から執拗な抗議の電話があり、市議員も動き出したことから、8月に館長会を開き、問題図書を直ちに書庫入れし、今後については「収集しない、保存しない、未成年者に提供しない」ことを決定しました。特段の反対意見も無く決まったということでした。館長会の構成メンバーは中央と各区域館の館長で、大半がベテランの司書館長です。未成年者に一定の配慮は必要であり、特に保護者からの要請は無視できない、豊中市も数年前から提供制限しているということが、上記方針決定の肩を押したと推測されます。閲覧制限の根拠は「大阪府青少年健全育成条例に準拠する」というものでした。

図書館の職員の反応は全体的に歯切れが悪く、「よくわからない」、「詳しいことは知らされていない」、「自分たちの意見は聞かれていない」、「上が一方的に対応を決めた」というような声が多く、館全体できっちり討議・議論した結果ではないという印象を持ちました。

2.3 「考える会」の取組み

「堺市の図書館を考える会」（以下「考える会」）はこの問題を重要視し、関係者から情報収集をするとともに、HP上に一方的な意見の掲載が続くことを危惧し、反対意見を投稿することと学習会を開くことを決めました。

図書館の自由に抵触する重大な見解を、一市民の声（議員の介入もあった）により決定したこと、これがネット上で公開されていることを危惧し、「異なった意見もある」ことを広く市民に知ってもらうために、以下の内容で「市民の声Q&A」欄に10月8日付で投稿しました。すなわち、先の市の回答では、BL図書が青少年にとって有害であると図書館が判断していると受け取れる、未成年者への提供制限に関する法的根拠への疑問、特定意見に屈したこと、

「図書館の自由に関する宣言」に反している等の問題点を指摘しました。16日には堺市子ども文庫連絡会主催で学習会も行い、概ね、今回の市・図書館側の対応は問題があるということで一致しました。

2.4 他団体は

図書館関係では10月10日に日本図書館協会図書館の自由委員会が調査に入り、図書館問題研究会やヤングアダルト研究会等も堺市立図書館に質問状を送りました。

情報開示要求をした前述の団体関係者は、特定図書の廃棄は不当な公金の使い方となるという理由で、11月4日に住民監査請求を行いました。さらに7日には回答に至る具体的な経過説明を求める申し入れ書を提出しています。

この間、朝日や毎日などの新聞各紙の報道やテレビ（朝日放送ムーブ21）報道まであり、騒ぎが大きくなってきました。

3 堺市立図書館の軌道修正

堺市立図書館はこの問題に対する批判や疑問等を踏まえ検討を重ねた結果、一定の結論を出して、11月26日に堺市立図書館ホームページ上に「堺市立図書館の図書（資料）について」を掲載しました。

その内容は、「図書（資料）の収集については多様な資料を幅広く収集する。圧力や干渉に屈しない。収集の自由を放棄しない。自己規制しない。管理については過激な性的描写のある図書については青少年に配慮し、書庫で収蔵し、請求があれば閲覧・貸出に対応する。図書の廃棄については、基準に基づいて廃棄する。」というものです。

また、同じ日に堺市の図書館を考える会に対しても同趣旨の回答があり、堺市のホームページ「市民の声Q&A」に掲載されました。図書館の自由に抵触する先の対応を軌道修正し、事実上改めたと考えるでしょう。

前述の住民監査請求についてですが、12月28日には、「住民監査の対象とした事実は存在しなくなった」として請求は棄却されました。以上で、一応事態は収束に向かいました。

4 問題点

今回、堺市立図書館の対応の1番の問題点は、「BL図書は青少年にとって有害である」との前提に立って対応を決めてしまったことです。だから、抗

議者の要求を丸呑みして、リストを作成し、それを提供し、金額をはじき出し、書庫入れし、収集しない、保存しない、未成年者に提供しない、とまで踏み込んだ決論を出してしまったのでしょう。

しかも、BL 図書の排除を求めた人物は、ネット上のブログ「フェミ・ナチを監視する掲示板」に、この件に関して正体も明かさず何度も書き込みをする一方、図書館側は氏素性も把握しておらず、一度も顔を合わせたことはありません。相手のねらいは正に思想攻撃だったわけで、危機管理の上でも対応に問題があったと言わざるをえません。

5 まとめ—館内で全体討議態勢を

「BL 図書は未成年者に有害である」と認めてしまった根拠は何か。ポルノ小説やコミックス、一般小説にもある性描写はどうか、それらと BL 図書の違いは何か、どこがどう有害であるのか、そのことについて、図書館内で真剣に話し合ったのかどうかは疑問があります。

何となく「良くない」と思っただけで結論を急ぐと、今年3月に提出された「東京都青少年健全育成条例」改正の問題につながって行ってしまい、図書館として最も大切にしなければならない表現の自由、思想信条の自由、知る権利を侵すことになり、検閲につながることを肝に銘じなければなりません。

「図書館の自由」に関わる問題については、司書としての自覚を持ち、職員全体で十分に討議し、問題点を共有しあう体制づくりが求められています。

■事例発表②

BL問題から考える

吉田 倫子 (ヤングアダルト・サービス研究会代表)

1 BLというジャンルの特性について

その資料を図書館でどう扱うかを考える時に大切なのは、資料を知り、読者を知ることです。最初にBLというジャンルの特性について少し考えてみたいと思います。

まず、BL=BOYS LOVE というのは主に女性を読者とする、男性と男性の恋愛を描いた小説・及びマンガ=物語のジャンルのことです。このジャンルは以前は<やおい>と呼ばれ、YA 層にも一定の読者がいました。2007年にマンガ『となりの801ちゃん』のヒットで一般化し、マスコミでもBLという文字を見る機会が増えました。この年、「ユリイカ」からBLをテーマにした特集号が2冊出ましたが、著者には大学教授や評論家が名を連ね、BLが研究対象となってきている様が見てとれます。

BLを読み解くキーワードは、妄想力とジェンダーです。妄想力というのはある種の“見立て”で、二者の関係性に親密さを感じればすべてを恋愛関係に置き換え、好みに合わせた物語を作ってしまう…というもので、非常に想像力が要る作業です。また、BLは男女の恋愛に性差別の匂い・対等になれない関係性を感じて、それを受け入れられない女の子達が逃げ込むユートピアとしてのファンタジーという側面もあります。そこにはジェンダーに対する感性が存在する。BL読者の特徴は、高度な想像力を持ち性差別に敏感なこと…こう考えると、知的レベルが高い人が多いのも肯けます。

もちろん、全ての女性にBLが受け入れられている訳ではありません。BLを好むのは少数派です。けれど河合隼雄のいう「癒しとしての物語」を、BLに求める層が一定数存在する、ということは押さえておきましょう。

2007年、BLとともに読書界の話題をさらったジャンルのもう一翼にケータイ小説がありました。実はこの二つのジャンルには共通点があります。それは、恋愛です。ベストセラーとなったケータイ小説は、男女間の恋愛が主題となるものがほとんどでした。今回は本題ではないので詳述は避けませんが、彼らが求めたの一言でいえばリアル感です。実話を元にした、泣ける、読みやすい物語に、今まで小説には見向きもしなかった女の子たちが夢中になりました。その背後にはヤンキー文化がある、と速水健朗は『ケータイ小説的』で指摘しています。

両者の間にはリアル系とファンタジー系、恋愛観の違い、などの大きな隔たりがあり、基本的に相

容れません。事情を知らないと「最近の若い子はケータイ小説とか BL とか、変なものばかり読んでいる」と一まとめにしがちですが、背負っている文化も考え方も違う人たちが、それぞれに違う理由でそれを支持していた…そこを見誤ってはならない、と私は思っています。

2 YAサービスから見た堺市BL問題

次に、ヤングアダルト・サービス研究会（以下、「YA 研」という。）として堺市の BL 問題をどう考えたかについて述べます（堺市 BL 問題の経緯については脇谷さんの報告に譲ります）。

良識派を自認する大人がある種の本をやり玉にあげるとき、必ず青少年を児童に含め、「悪影響を与えるから」図書館に入れるべきではない…と、言います。しかし、そこには YA サービスを専門とするものとして、認識の違いがあることを確認しておきたいと思います。

まず、YA は児童ではありません。YA の定義でよく引用される言葉として「自分ではもう子どもではないと思っているのに、社会からはまだ 大人ではないと思われている」（『ヤングアダルトに対する図書館サービス方針』第2版 ALA/YALSA）というものがあります。まさにそれがこうした事例で明確になります。YA には、＜自己判断による自己責任を求められる大人への準備＞として＜悪影響になるかどうかを自分で判断する訓練＞が必要です。

こうした YA を支援する YA サービスには、二つの段階があると思います。まず、選書フェイズ。コーナーに置いたり、通信で紹介したりする段階です。YA 研では「長所を見出し、面白い本を選定しお勧めする」というスタンスで、多種多様な興味関心を持ち始める彼らのアンテナにうまくひっかかるよう、様々なリンクを用意することを最重要視しています。しかし近年、選定理由を明確にすることも危機管理上必要になってきました。即ち、選書フェイズでは「何故それを YA に薦めるのか」という市民の疑問（あるいは苦情）に十分な説明責任を果たす必要があるのです。

次に資料提供フェイズ。基本的には、どんな本

であっても市民の要求がある限りは＜法的根拠＞がある場合を除き提供されるべきです。これは YA という市民の知的自由を守る、図書館の自由の問題であるとともに、こどもの権利条約の精神にも則っています。この段階では、選定責任は市民の側にあり、図書館がそれを問われるものではありません。

堺市ではこの二つのフェイズを混同し、本来なら YA 自身に選定責任があるはずの資料提供フェイズにおいて、法的根拠のない特定ジャンル資料の年齢による提供制限を行おうとしました。YA 研ではこの点を問題視し、年齢制限の法的根拠と曖昧と思われた BL 資料リストの選定根拠、また「BL は YA に有害である」とする説明の根拠等を問う質問状を出しました。

3 BL問題が照射する図書館の選定問題

BL 問題が起こった時、複数の BL 研究者から「BL を入れるのをやめるというなら、小説はすべてやめるべきだ」という指摘を受けました。この声の裏には、「確かに BL は一部の人の趣味嗜好に過ぎない。しかし、それを言うなら一般の小説も全て一部の人の趣味嗜好にしか過ぎないのではないか。SF やファンタジー、推理小説に対するハードルは低いのに、ライトノベルやマンガ、ケータイ小説というだけで厳しい選定基準を設け、もしくは選定対象から外すことが当然、という状態で宣言している＜図書館の自由＞は、図書館にとっての自由でしかない」という厳しい批判が潜んでいます。予算が少ないのなら、一部の読者の趣味でしかない物語（小説）は全て購入をやめ、学術書とレファレンス・ブックに絞ってたくさん買ってくれた方が、ずっと役立つ図書館になる…とある人は言い、私は肯かざるを得ませんでした。

その声は、BL 問題に触れるブログの「図書館はもともと偏向しているから」という書き込みとも響き合いました。現在の図書館界の苦境は、こうした“図書館は一部の人の趣味のための貸本屋に過ぎない”という意見にも後押しされており、その状況を司書自らが招いてきたのではないかと…という思いを、私はずっと禁じ得ないのです。

図書館が常連の顕在ニーズに応える既存ジャンル優先の選定方針に留まれば、利用は先細るばかりです。市民の潜在ニーズと新たな情報源についても真摯に学習し、未来の利用者獲得につながる資料・情報提供戦略を練り直すべきでしょう。例えば物語ジャンル一つとっても、同等の社会的評価を得ていても小説だと入るのに、何故マンガは入れない館が多く、入れても高いハードルを設けているのか…という点について、私は選定現場の思考停止を感じています。

あるいはオンライン・データベースやwebなど新しい情報源や専門書の提供について、予算や知識の不足・情報環境の未整備が未着手の言い訳になっていないでしょうか。医療情報と法情報サービス構築から見えてきたのは、それでは市民に最新・最善の情報提供はできないということでした。使えない図書館は、未来の利用者から見放されてしまうでしょう。

BL問題が照らし出したのは、図書館の資料選定の現場における思考停止という問題ではなかったか…それが今日、私が最も言いたいことなのです。

■事例発表③

非難された蔵書の検討について

田中 邦子（静岡市立中央図書館）

1 はじめに

静岡市は平成15年に旧静岡市・清水市が合併し、平成17年に全国14番目の政令指定都市となりました。平成18年に蒲原町を、平成20年に由比町を編入し、現在に至ります。人口は約71万人、市立図書館は12館と移動図書館車1台で運営しています。

静岡県民というと「のんびり」「おっとり」したイメージを持たれるようですが、そんな私達静岡市立図書館でも過去様々な提供制限の申し入れがありました。その中でも旧静岡市に起きた『タイ買春読本改訂版』や少年法にかかる週刊誌の問題は大きく、これらの事件をきっかけに「図書館の自由」検討委員会が発足し、その後スタッフマニュアルに「資料

収集及び資料提供の自由の制限」項目を設けるなど、図書館の自由問題について職員の意識や体制の変遷がありました。

今回静岡市の検討方法を紹介させていただくことで、皆さんの業務の参考に少しでもなればと思います。

2 主な出来事（～平成12年）

- ・平成7年 市民団体から『タイ買春読本全面改訂版』の廃棄処分を求める要望
- ・平成8年 選書会議で検討の結果、「廃棄はしない」「貸し出しを続ける」の方針を決定し、『「タイ買春読本全面改訂版」購入経過と図書館の考え方』を館内に掲示。
- ・平成9年 『フォーカス』『週刊新潮』について館長会議等で検討の結果、閲覧禁止措置。
- ・平成10年 各館の職員を構成員とする「図書館の自由」検討委員会を設置。『新潮45』『文藝春秋』を閲覧禁止措置、『三島由紀夫—剣と寒紅』を貸出・複製禁止措置。
- ・平成11年
 - ①「図書館の自由」検討委員会で従来の制限措置を見直しし、すべて制限を解除することを館長に進言し、実施。
 - ②「図書館の自由」検討委員会で、『タイ買春読本全面改訂版』について、静岡県の有害図書指定に伴い、青少年の閲覧禁止を館長に進言し、実施。
- ・平成12年 図書館の広報誌『図書館だより』2月号で、「図書館は市民の知る自由を守ります」の記事を掲載。

3 「図書館の自由」検討委員会の設置

当時は、蔵書の提供制限の申し入れ等があった場合、一般書・児童書などの担当者別の会議、全職員が集まる月1回の全体会議、各館の館長が集まる館長会議等のうちどの会議において検討するのか決定していませんでした。また、検討するにしても中央館の担当が案を作成→各館で検討→意見を持ち寄って最終案を作成→館長決裁という方法をとってい

ました。そのため、①時間がかかりすぎる、②中央館以外で勤務する業務に精通した職員の意見が反映されにくい、③「図書館の自由」問題について日常的な取り組みができず場当たりの対応になりがち、という問題点がありました。

これらを解消するため、平成10年4月に図書館内に「図書館の自由」検討委員会を設置、年4回程度の開催をすることとなりました。この委員会ではいったんは提供制限をした資料の見直しも行いました。そして平成12年に『図書館だより』で図書館の自由を特集し、静岡市がそれまでに提供制限を行った事例と制限解除されたものの一覧をその理由と併せて掲載しました。

4 その後の展開

平成13年に起きた大きな出来事が3点あります。

①「図書館の使命、目的とサービス方針」の策定。

この使命の3本柱の一つに〈「図書館の自由に関する宣言」に基づき、知る自由を守ります。〉

と明記されました。

②検討の場を委員会方式から資料の種類により「児童担当者会議」「成人担当者会議（後に資料・サービス担当者会議へと変更）」へと移行。

「図書館の自由」検討委員会の主要メンバーが数年でほとんど館外に異動となる事態となり、できるだけ広い範囲に情報を提供し検討することで、特定職員にのみ判断を任せることがないようにしました。

③全職員に毎年配布するスタッフマニュアルに、「資料収集及び資料提供の自由の制限」についての項目を追加。

これにより、所蔵資料に対しての申し立てが利用者等からなされた場合の受付・検討方法や問題となった資料の取り扱い等が全職員に周知されていくことになりました。このマニュアルには、結論が出るまでは制限を行わないこと、資料に著者及び出版社以外のコメント等を添付することは行わないこと、問題となった資料を少なくとも1部、「010.1」の分類を付して永久保存すること等が盛り込まれています。

合併後の現在もこの方式で基本的な対応を行っています。合併や新館建設、職員の非常勤化により館数と職員数が増え、それだけに経験や知識の少ない職員も多くなりました。そこで、図書館に転入した職員と新規採用した非常勤職員に向けた研修のカリキュラムには、「図書館の自由」についても組み込んで過去の事例と静岡市の考え方も伝えるようにしています。しかし、問題に直面した際に慌てずに行動できるよう方針・マニュアルを作成しておくことは重要だと思います。

さらに、マニュアルや「使命」に「図書館の自由」を組み込んであることで、他部署から異動してきた館長にも図書館の姿勢を理解してもらいやすいという利点もありました。そしてなにより検討の経緯や意見を記録に残すことによって、過去の蓄積を現在に活かせるようになっていることが静岡市の財産だと思っています。

■事例発表④

「私たちの図書館宣言」を作って

草谷 桂子（図書館友の会全国連絡会、静岡図書館友の会）

1 はじめに

図書館の発展を願って活動している全国の仲間が、図書館友の会全国連絡会（以下、図友連）として組織化されたのは、公共図書館が危機にさらされ始めた2004年のことである。

利用者の立場から、図書館のあるべき姿を確認しあい、図書館の役割の重要性を広く発信することは、当初から図友連の命題でもあった。

2 宣言ができるまでの流れ

・1994年『みんなの図書館』12月号に、佐々木順二氏の「図書館利用者の権利宣言の提案」が掲載された。この前文で、「知る自由は無料で利用できる公立図書館の図書その他の資料により、多様な主張見解に接することによって確保される」とした最初の1歩が踏み出される。なお、同氏は昨

年度までの図友連代表である。

- ・2008 年度総会に向け、宣言案が図友連のメーリングリストに提示され検討されたが、総会で検討したものの集約に至らず、2009 年度総会までに検討継続するという方向が決まる。総会后、運営委員を含む 16 名の起草委員会が発足した。
- ・2008 年～2009 年にわたり、起草委員会で作成した宣言案をメーリングリスト等を通じて会員に提示。活発な意見が交わされる。その際出された修正条件や意見を起草委員会が最終案にまとめた。
- ・2009 年度総会において最終案に対し、「無料」という文言追加の提案がなされ、「敢えて言う必要がある」との賛成意見多数により第 3 項へ追加して、念願の「私たちの図書館宣言」宣言採択となった。

3 検討に際し心がけたこと

図書館のあるべき姿を確認し、広く一般の人々や関連団体、関係者（マスコミ・行政、議員、協議会等）に知っていただくことを目標に、検討に際しては、次のようなことに留意した。

- ・図友連として、妥協をせず、図書館のあるべき姿を提示する。
- ・全てを網羅しようとせず「方向性」を示す。
- ・なるべく簡潔に、分かりやすい言葉で述べる。
- ・会員から出た意見はすべて検討し、採否においては、その理由を明確にする。

この宣言文が各地の組織を縛るわけではなく、地域の実情や会の特性を活かした独自の宣言文作成のベースになるものという位置づけをしている。

「宣言」としたのは、図書館像を内外に示すためであり、「私たちの」でいう「私たち」は、図友連会員だけでなく、全ての人をさしている。

4 「私たちの図書館宣言」とその後

全国各地の多数の会員の熱い討議を経て総意で決定した「私たちの図書館宣言」は、各地、各人が精力的に広める活動をし、普及に努めている。

さらに、2010 年 5 月の総会では、その解説案 2 つ

が示された。この解説案もメーリングリスト等を通して熱い論議を経てできたものである。今後さらに 1 年をかけてじっくり検討し、次の総会に諮ることになった。2 つの案になったのは、①宣言文の裏に印刷できる簡潔な一般向け、②議員や行政関係者向けの丁寧な解説の 2 種類が必要という考えによる。検討の段階であるが、この機会に理念をご紹介したく①案を掲載する。

「私たちの図書館宣言」

一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

私たちは、公共図書館のさまざまな資料・情報から、読書の喜びを得ると共に、自ら調べ、考え、判断して課題を解決します。図書館の資料収集を制約したり、検閲したり、収集した資料を書架から撤去、廃棄することは、利用者の比較・判断の材料の幅をせばめます。どんな事実もどんな表現も制限されることなく図書館に蓄積されていくことで、100 年後の人々も、知り、学ぶことを保障されます。

二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、どんな境遇でも、誰もが自由に過ごすことができる「本と情報のある広場」です。いつでも、どこでも、誰もが気軽に利用するためには、無料で機能的な、居心地のよい図書館が身近にあることが重要です。無料が原則である公共図書館は、情報格差・教育格差をなくし、市民の自立と、住みよいまちづくりを応援します。

三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存されている図書館

資料・情報は幅広く豊富なほど課題解決のためによりよいヒントになります。図書館には、宇宙や世界を知る資料から地域や生活の最新情報まで、古今東西の叢智が、分かりやすく体系的に分類・整理・保存されていることが大切です。図書館は、私たち利用者のさまざまな要求に適切に対応し、より効果的・効率的に資料や情報に結びつけてくれるところです。

四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館

潤沢な資料と情報があったとしても、それを探しやすい形で、必要な人に、必要とする時に手渡すことができなければ意味がありません。社会が複雑化し情報過多であればあるほど、収集・整理・保存・提供には専門知識と経験が必要で、レファレンスへの対応や選書など「ひと」が、図書館の力を左右します。中立・公平の立場で情報処理ができ、次世代に繋げることのできる専門家の力が欠かせません。

五 利用者のプライバシーを守る図書館

市民がいつ何を読み、どう利用したかはプライバシーの問題であり、図書館は、業務上知り得た秘密を外部に漏らさないという責務を持っています。利用者の個人情報はもちろん、どのような種類の資料・情報もプライバシーを侵害されることなく、安心して入手、利用でき、一人ひとりの人権が守られている図書館の存在が、民主主義を守り、成熟した社会をつくります。

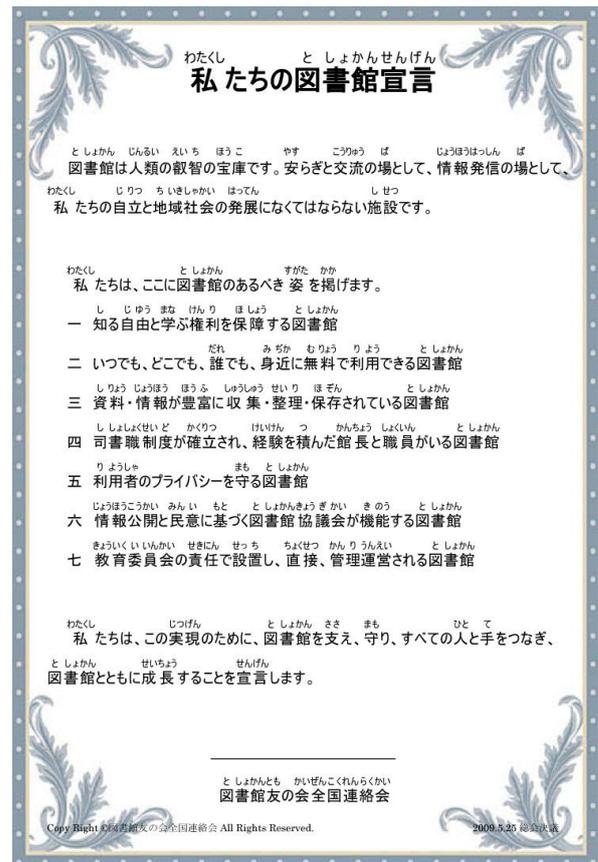
六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館

図書館協議会は、図書館のよりよい運営のために、利用者の代表が館長の諮問に応じ、館長に意見を述べる大切な機関です。協議会が効果的・効率的に機能を果たすためには、正確で公正な情報公開がなくてはなりません。単なる形式としての協議会ではなく、図書館を大切に思っていて活動している市民や利用者の意思を十分反映できる開かれた協議会であることが、図書館の発展に寄与します。

七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」という憲法第 26 条を受け、教育基本法、社会教育法の法体系上に図書館法が制定されています。生涯学習の拠点である図書館は、教育委員会の所管で、公の責任をもって直接、管理運営することで、中立性と公平性、専門性

と継続性が守られ、市民と共に成長する「私たちの図書館」となるのです。



この宣言文が全国に周知徹底され、図書館の発展に寄与することを心から願っている。

司会

河田 隆（松原市民図書館）
熊野 清子（兵庫県立図書館）

運営委員

熊野 清子（兵庫県立図書館）
高辻亜由美（奈良県立図書館情報館）

運営係員

喜多由美子（八尾市立山本図書館）
木村 祐佳（国立国会図書館）
白根 一夫（宮若市図書館準備室）
福永 正三（橿原市）